

先住民の生存をもてあそぶ反捕鯨会議屋たち

—第62回 IWCアガディール会議報告—



第62回国際捕鯨委員会(IWC)年次会議は6月21日から25日までの5日間、モロッコ南西部の港町アガディールで開催された。今年の会議は「IWCの将来に関する包括的合意案(議長・副議長提案)」を巡る議論が最大の焦点となるはずだった。しかし、結局合意にいたらず、頓挫した。マキエラ議長は一度も年次会議の議長席に座ることなく辞任してしまった。

この「IWCの将来」についての議論の経緯はすでに多くのメディアで紹介されているので、ここではあまり報道されていないがもう一つの重要なテーマとなった先住民生存捕鯨をめぐる議論を紹介したい。

商業性が判明した先住民捕鯨

今年の会議では、先住民生存捕鯨が新たな展開を見せた。反捕鯨国や反捕鯨NGOは現在でも先住民捕鯨はOK、商業捕鯨は反対だということを立場上主張しているのだが、従来タブーとされてきた先住民捕鯨での捕獲方法や動物福祉の問題が正面

から取り上げられるようになってきた。アメリカの先住民捕鯨では当然ながら生き物が死ぬまで時間がかかる。モリを撃ってからどのくらいの時間がかかって鯨が死ぬかというデータをこれまで一切アメリカは提出してこなかった。ロシアは手

許にある武器を何でも使っている。自動小銃まで使って先住民捕鯨が行われていることが明らかになってきた。

また、先住民生存捕鯨の商業性についてはこれまでは触れることすらタブーだったが、今回の会議では問題になってきた。当然のことながら商業性があれば商業捕鯨モラトリアムに違反することになる。反捕鯨国は、商業的な捕鯨はダメで先住民生存捕鯨はいいという言い方をしてきたが、現在の世の中で先住民捕鯨といえども商業性が全く無いことはありえない。デンマークが今回新しいグリーンランド先住民生存捕獲枠提案をしている中でこれが問題になってきた。

デンマークでは、グリーンランドの先住民の人がコペンハーゲンに住んでいる親戚に鯨肉を送っている。これは国際貿易に当たり、商業性がある。フェロー諸島もデンマークのもとで追い込み漁をやっており、この島の人たちも鯨肉を輸出したり輸入したりしている。そういう事実がどんどん正面から取り上げられるよ

うになった。グリーンランドが今回大きく注目を浴びたのは、かれらは既にミンククジラ、ナガスクジラ、ホッキョククジラの捕獲枠をIWCに認められているが、ザトウクジラの捕獲枠を07年のアンカレッジ会議以降ずっと要求しているためである。欧米人にとってザトウクジラは鯨の中の鯨であり、特別視されている。オーストラリアではザトウクジラに個別の名前まで付けている。その鯨をグリーンランドが獲るという事ですが先住民捕鯨に対しては攻撃が始まった。

食料より鯨ウォッチング

会議4日目の24日、デンマーク農業大臣は「忍耐は限界だ。グリーンランドは4000年の文化・歴史があり、人々は食料と生存を自らの天然資源に依存している。科学委員会は2008年に西グリーンランドのザトウクジラ捕獲枠を認めている。」と訴えた。グリーンランド先住民捕鯨者は「北極は厳しい。グリーンランド人民にとってザトウクジラは不可欠な食料である。」と強調した。グリーンランド先住民が求めた毎年の捕獲枠は、東グリーンランド沿岸のミンククジラ12頭、西グリーンランド側がミンククジラ178頭、ナガスクジラ19頭、ホッキョククジラ2頭、ザトウクジラ10頭の要求だった。いずれも科学委員会の勧告の範囲内である。

こういった捕獲要望の説明から一夜明けた最終日、スペインがEUを

代表してデンマーク提案の修正を求めた。即ち、ナガスクジラ 10 頭、ザトウクジラ 9 頭に捕獲を減少してくれば 2010 年から 2012 年までの 3 年間の捕獲枠を認めるといったものだった。デンマークはやむなく受け入れを表明した。しかし、ラテンアメリカ諸国は納得せず、コスタリカが即座にザトウクジラを除外するように求めた。オーストラリアはホエールウォッチング産業にとって損害になると反対した。ブラジルも反対し、アルゼンチンはザトウの変換係数に問題があるとして反対した。

ラテンアメリカ諸国はあくまで強硬だった。9 頭のザトウクジラが捕獲されるとホエールウォッチングの機会が減り、収入が減るといのがラ米諸国の反対の理由である。大西洋だけでもザトウクジラの混獲による死亡が年間 20 頭以上あることが明らかになっていることは問題にせず、たった 9 頭のザトウクジラを生存のための食料としてグリーンランド先住民が求めても、欧州やラ米諸国は強硬に反対した。飽食の欧米人は生存のための食料を求める先住民を切り捨てた。

しかし反対論が一区切りし、米国はデンマーク提案をブロックしないと宣言。ニュージーランドがデンマーク提案を支持すると発表すると、議長がコンセンサス合意をブロックしないように反対国に求めた。10 分休憩した後にブラジルやオーストラリア、モナコがコンセンサス合意を阻止しないと決めたことにより、ようやくザトウクジラの捕獲枠が修正付きで認められることになった。2007 年アンカレッジ会議から実に 3 年の歳月を要した。

総スカンを食った 唐突なアメリカ提案

このグリーンランド先住民生存捕鯨捕獲枠の討議と前後して、米国が突然、議長パッケージ案から先住民捕獲枠だけを切り取った提案を提出した。議長パッケージ提案がつぶされるのを目の当たりにした米国は自

国の先住民の権利が否定されるのではないかと恐れ、グリーンランド先住民の捕獲枠やアラスカ先住民の捕獲枠を含めた 2010 年から 2017 年までの先住民生存捕獲枠の設定を求めた。6 月 23 日夕方に配布されたこの米国提案は、日本にとって唐突だったようで、議題 3 「IWC の将来」のもとで議論すべきだとして議題 6 の先住民生存捕鯨での議論に反対した。アルゼンチンやメキシコなどのラテンアメリカ諸国も本国の指示が必要として審議の引き延ばしを図った。

議長パッケージ提案がコンセンサスを得られず、さらに、グリーンランドの捕獲枠の議論でもコンセンサス合意ができそうにない状況に、アメリカは 5 年ごとに来る先住民生存捕鯨の捕獲枠の改訂すら安全でないことを悟ったのである。米国には 2002 年の下関会議でのトラウマがある。この時は下関では先住民捕獲枠が年次会議の期間内に合意できず、5 ヶ月後のケンブリッジ特別会合でようやく合意した。それから 5 年後のアンカレッジ会議では、グリーンランド以外の捕獲枠だけようやく合意に辿りついた。この時は、米国やロシアの代表団たちは自国の先住民を交えてコンセンサス合意ができたことを喜び合うとともに、グリーンランド先住民を慰めるパーティーを開いた。次の先住民生存捕鯨の付表修正は 2012 年になるのだが、IWC の現状では捕獲枠を更新できるかどうか、米国は恐怖を感じた。なりふり構ってられなくなるくらい怖かったのである。IWC を **Indigenous Whaling Commission** (先住民捕鯨委員会) へ転換することを企んだ。

沿岸小型捕鯨は先住民捕鯨以下

アガディール会議が始まる前には、日本国内では議長パッケージのもとで沿岸小型捕鯨が認められる可能性が高いという期待が高かった。沿岸小型捕鯨に対する捕獲枠は明確に議長提案に含まれていた。し

かし米国は、議長パッケージがダメになったと見るやいなや、先住民生存捕獲枠だけをパッケージから切り取って、自国の利益のために火事場泥棒をしようとした。結局みんなに嫌われて、簡単な提案趣旨の紹介をただけで撤回に追い込まれたのだが、日本の沿岸小型捕鯨は先住民生存捕鯨以下に扱われ、米国に切り捨てられた。

「IWC は死んだ」

振り返って、本年次会議での「IWC の将来に関する包括的合意案」を巡る議論も、会議直前から加盟各国は感情的な原則論に終始し、反捕鯨国も捕鯨国も狭量な国内ポリティックスの立場から反対論の大合唱。解決するための政治的な意志が各加盟国に全くなかった。最終的に加盟国のコンセンサス合意は得られず、議長案は頓挫した。来年の本会議まで熟考期間を置くことを決めただけだった。

IWMC ユージン・ラポワント会長は IWC62 を総括して「IWC は死んだ」と評した。米澤邦男元コミッショナーは「IWC は以前から死んでいる」と語った。IWC の歴史上、「IWC の将来」についての交渉はこれで都合 4 回失敗した。条約を無視し、科学的根拠を無視した会議屋たちの金になる会議は瓦解した。モラトリアム採択以来 30 年近くに及ぶ IWC 機能不全の責任はあげて反捕鯨側にあり、保護派会議屋には退場していただくしかない。



アガディールの市場

捕鯨と海洋生物多様性

第62回国際捕鯨委員会でのオープニング・ステートメントから

名古屋市立大学人文社会学部 赤嶺 淳

わたしは、これまでフィリピンやインドネシアのサンゴ礁域を中心に、「人類がいかに自然環境を利用してきたのか」についての研究をおこなってきた。この過程で、ワシントン条約（CITES）を中心とした国際条約／機関で展開される水産資源管理の問題に関心をいただくようになった。さまざまな利害と多様な価値観とが衝突しあう交渉過程を保護派と利用派といった二元論に還元することは、もちろん無謀である。しかし、会議自体の透明性の担保や民意の吸収といった理由から、保護的主張を展開するNGOが多数をしめているのも現実である。

そのような場で繰り返される生物資源の保護と管理をめぐるせめぎあいを「エコ・ポリティクス」と呼び、わたしは目下の研究課題にすえている。それは、1970年代以降に国際政治課題に浮上した環境主義の動向を俯瞰する作業でもあり、その鳥瞰図をえがくために回避できない存在がIWC（国際捕鯨委員会）なのである。これが、今回、IWCに初参加した動機であった。この小論では、IWCに提出されたNGOのオープニング・ステートメントにもとづき、海洋生物多様性の保全と捕鯨の関係を整理してみたい。

IWCの「正常化」と「近代化」

捕鯨推進派と反捕鯨派とが激しく対立しつづけてきたIWCが、ながらく膠着状態にあり、機能不全に陥っていることはいうまでもない。しかし、2006年に「商業捕鯨のモラトリアムの必要性なし」をうたった「セントキッツ宣言」が、わずかに1票差で採択されてからというもの、事態はうごきだしたかにみえる。とはいえ、翌2007年にアンカレッジで開催されたIWC59では、原住民生存捕鯨と類似した性格をもつ日

本沿岸におけるミンククジラの捕獲枠が否定されている。こうしたなか、IWC崩壊の危機を憂いた米のホガース議長が、次回のサンチャゴ会合において「IWCの将来」と題した「パッケージ」の合意を目指すにいたった。

この状況を、日本を中心とした捕鯨推進派がIWCの「正常化」（normalization）と呼ぶ一方で、反捕鯨派はIWCの近代化（modernization）と称している。前者は、国際捕鯨取締条約（ICRW）の目的が「鯨類資源の適切な保全と捕鯨産業の秩序ある発展」にある以上、その目的を達成するための、本来の状態にもどることを「正常化」と歓迎しているのに対し、捕鯨を過去のものとし、後者は、捕鯨産業の秩序ある発展は無意味であり、ホエール・ウォッチングを中心とした鯨類の非致命的利用を推進していくことこそが、同条約の近代化だ、と主張するのである。

本来は2008年にまとまるはずであった「IWCの将来」パッケージであったが、2009年のマデイラ会合でも結論をみず、今年4月に議長と副議長による私案修正案が提出され、今回のアガディール会合を迎えたのである。

オープニング・ステートメント

IWC事務局によると、今回の参加NGOは50団体であった[IWC/62/3]。2009年のマデイラ会合の参加団体は57であったし、正常化交渉の発端となった2007年のアンカレッジ会合には83団体、翌年のサンチャゴ会合には65団体が参加していた。参加団体数の多寡を、そのまま関心の高低にむすびつけることは適切ではない。とはいえ、今回のIWC62が過去4回でもっともNGO数が少なかったことは事実

である。このこと自体が、「IWCの将来」の行方に関心をもち、初参加を意気込んでいたわたしには、まず、驚きでもあった。

今回参加した50団体のうち、GGTをふくむ20団体がオープニング・ステートメントを提出している[IWC/62/OS NGO]。IWCにおいて発言機会が制限されているNGOが、みずからの意見を公にするオープニング・ステートメントの慣行は以前からあったと聞く。しかし、IWC事務局のウェブホームページで確認するかぎり、IWC事務局が各NGOの声明をひとつのファイルにまとめて配布したのは2009年のマデイラ会合以来のことである。それらによれば、前回は21団体が声明を提出しており、このうちの14団体が今年もつづけて声明を提出した[IWC/61/OS NGO]。

声明文を提出したNGOの一覧を表1にかかげておく（設立年は、各団体のホームページに記載ある場合はそれを用い、記載がなかった場合には、そのほかの媒体を参照した）。由緒ある国際運輸労連（1896）や全日本海員組合（1945）は別として、1990年代に設立された団体が7団体と35パーセントを占めることに気づかされる（海員系組合をのぞくと39%）。くわえて2000年代以降に設立された4団体を含めると、それらで55パーセント（おなじく61%）を占める。この傾向は、1990年代以降の国際社会において環境問題が政治課題化したことと無関係ではないはずである。

声明文で捕鯨反対を明確に表明しているのは、1、2、3、4、5、6、8、9、14、15、16、19、20の13団体にのぼる。10と13の海員組合系団体は、海洋資源の持続的利用を主張するとともに、匿名ながらも（シーシェパードを指すと思われる）反捕鯨団体が海上でくりかえす危険行為を非

表1 IWC62にオープニング・ステートメントを提出したNGO

no.	団体の略称と名称	本拠地	設立年
*1	AWI: Animal Welfare Institute	米国	1951
*2	CCC: Centro de Conservacion Cetacea	チリ	2001
*3	CMEPS: Canadian Marine Environment Protection Society	カナダ	1993
*4	CS: Cousteau Society	米国	1973
*5	CW: Campaign Whale	英国	1980
6	ECCEA: Eastern Caribbean Coalition for Environmental Awareness	マルティニク	1995
*7	GGT: 自然資源保全協会	日本	1993
*8	HIS: Humane Society International	米(蒙)	1991
*9	ISS: Irish Seal Sanctuary	アイルランド	1986
10	ITF: 国際運輸労働連	英国	1896
*11	IWMC: World Conservation Trust	スイス	1994
*12	JSTWA: 日本小型捕鯨協会	日本	1953
*13	JSU: 全日本海員組合	日本	1945
*14	NRDF: Natural Resources Defence Council	米国	1970
15	OCC: Uruguay Cetacean Conservation Organization	ウルグアイ	1995
*16	PEG: Pew Environment Group	米国	2007
*17	SMS: Species Management Specialist	豪	2003
18	TOKM: Te Ohu Kaimoana	ニュージーランド	2004
19	WF: Whaleman Foundation	米国	1995
*20	WWF: WWF International	スイス	1961

注: *は、IWC61でもオープニング・ステートメントを提出したNGOをしめす。
出典: IWC/62/OS NGO, IWC/61/OS NGOならびに関係NGOのホームページ、関係者への聞き取り。

難している。11のIWMCは、「Tinaとつきあう」と題した声明を用意した。TINAとは、「もう後がない」(There is no alternative)の略語であり、反捕鯨国が今回の交渉の機会を逸した場合、鯨類資源の管理機関としてのIWCに希望が見いだせなくなることを危惧している。12の日本小型捕鯨協会は、当然ながら、日本の排他的経済水域内におけるミンククジラの商業捕鯨再開を要望している。18のTe Ohu Kaimoanaは、英名をMaori Fisheries Trust(マオリ漁業信託)といい、ニュージーランドの先住民であるマオリを代表しての参加である。同団体は2004年にニュージーランドで先住民の権利を謳ったマオリ漁業法にもとづいて設立された経緯をもつ。過去4回のIWC年次総会に参加し、先住民による捕鯨を支持してきた。今回の声明文では、「先住民生存捕鯨

も商業捕鯨も区別する必要はなく、ただ持続可能な捕鯨か否かの区別こそが重要」としている。他方、反捕鯨派NGOの主張を表2に整理してみた。い

ずれも、「IWCの将来」を議論する過程で反捕鯨国から表明されてきた意見であり、目新しいものはない。ただし、それらの主張の理由はさまざまである。たとえば、2の鯨類保全センターは商業捕鯨のモラトリアムから30年近くが経過したものの、生物多様性消失率が減少していないことを引き合いに、商業捕鯨の復活を意味する議長提案に反対を示している。Pew環境グループも、今年が国連の定めた国際生物多様性年であり、かつ10月に名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議が開催されることをうけ、加盟国に「鯨類を中心とした海洋生物多様性の保全にとって有意義な一歩」を踏み出すことを要請している。Pewは、この行為の象徴として、南水洋のサンクチュアリーが鯨類にとっての天国となることを主張している。

表2 IWC62のオープニング・ステートメントで表明された反捕鯨派NGOの主張

主張	団体
a 商業捕鯨の再開を認められない。	1, 2, 5, 14
b 鯨肉の国際取引は認められない。	1, 4, 8, 16, 20
c 南水洋での(調査)捕鯨は禁止されるべきである。	2, 5, 9, 14, 16, 20
d 8条(調査捕鯨)を改正すべきである/その権利を使用すべきではない。	1, 4, 8, 15, 16, 20
e 5条(留保・異議申し立て)を改正すべきである/その権利を行使すべきではない。	1, 4, 8, 20
f すべての鯨類を管轄下におくべきである。	2, 16
g 小型鯨類の捕獲も禁止すべきである。	19
h IUCNで準絶滅危惧に指定された鯨類は捕獲すべきではない。	20
i 海洋汚染、混獲、生息地の消息、気候変動、音響汚染、船への衝突、羅網(entanglement)など、人類の活動が鯨類にあたる脅威を軽減できる方策を模索するべきである。	2, 3, 5, 8, 14, 16
j メキシコ湾の原油流出は憂慮すべきことである。	1, 8
k 条約を無視してきた国々に捕鯨を認めるのは非論理的である。	4, 5, 16
l 残虐な捕殺方法の改善がなされていない。	5
m 監視費用を非(反)捕鯨国が負担するのは不適切である。	4, 5, 8
n 捕鯨枠の算出方法が非科学的である。	5, 8, 20
o 原住民生存捕鯨から先住民生存捕鯨への名称変更は適切ではない。	6, 9
p より積極的なNGOの参加をうながし、議論の透明性を担保すべきである。	1, 15
q 非致命的利用による利益を評価するべきである。	15, 16
r (科学委員会に)予防原則の導入をすべきである。	9, 15
s 南大西洋のサンクチュアリー化を推進すべきである。	15, 16
t 鯨肉の汚染は深刻であり、鯨肉の消費は健康上のリスクがある。	19

出典: IWC/62 NGOより筆者作成。

おわりに

—生物多様性条約の理念の実践を—

生物多様性条約は、たんなる自然保護を目的とした条約ではない。同条約が締結されたりオ・サミット(国連環境開発会議)を先導した「環境と開発に関する世界委員会」(通称ブルントラント委員会)は、「持続可能な開発」という概念を重視した。そのため、同条約には、生物資源や遺伝子資源の持続可能な利用はもとより、それらを涵養してきた先住民の文化・伝統が尊重されるべきことが謳われている。

この生物多様性条約の理念をふまえ、SMS(17)は的確な声明を発している。オーストラリア政府が実施しているカンガルー管理を暗喩しながら、「野生動物の管理手法として持続可能な範囲で間引きすることが多くの国で実施されているのに、そのような国ぐにの対捕鯨政策は保全生態学的にも一貫性を欠き、非論理的」だと断じているのである。

わたしは、水産資源にかぎらず、あらゆる野生生物の持続可能な利用に賛成する立場にある。同様に生物多様性の保全にも賛成である。そもそも保全(conservation)とは、資源の無駄遣いをいましめる節約の概念であり、人間による利用を前提とした語義をもつ。この意味で人間による利用を排除した保存(preservation)とは区別されるべき概念である。もちろん、持続可能な利用は科学的アドバイスを必要とする。

Pew環境グループの主張する海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)も完全に漁業を排除するノー・テークなものから魚種ごとに禁漁期や漁法を細かく規定するものまでさまざまである。MPAの推進に異論はないが、科学的アドバイスにもとづき、野生生物を無駄なく持続的に利用していくことこそが、食料自給率が4割に満たない日本の進むべき道だと確信している。